

かりや夢ファンド補助金について

1 制度のねらい

かりや夢ファンド補助金は、市民や団体等からの寄附金とその同額を刈谷市が積み立てる「マッチング・ギフト」によって運用されている市民活動支援基金を基に、刈谷市民や団体が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動を応援する補助制度である。

2 かりや夢ファンド補助金の補助メニュー

(1) まちづくり活動支援事業補助金

ア 内容

刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援する。

イ 継続補助

1 団体につき 10 年間で 3 回まで（令和 8 年度実施分（令和 7 年夏募集）から）

ウ 補助率・上限額

【申請額 5 万円以下】（令和 7 年度実施分まで）

補助対象経費の 2 分の 1 ・上限 5 万円

【申請額 5 万円超、20 万円以下】（令和 8 年度実施分（令和 7 年夏募集）から）

補助対象経費の 3 分の 2 ・上限 20 万円

(2) NPO 法人設立支援事業補助金

ア 内容

刈谷市内でまちづくり活動を行う NPO 法人の立上げを支援する。

イ 継続補助

1 団体につき 2 回まで（2 年連続に限る）

ウ 補助率・上限額

補助対象経費の 3 分の 2 ・上限 10 万円（2 回目は 2 分の 1 ・上限 5 万円）

(3) まちづくりびと支援事業補助金

ア 内容

刈谷のまちづくりに取り組む人たちが自主的に参加する研修等の経費を補助する。

イ 継続補助

交付を受けた日以後 3 年間は補助対象者にならない。

ウ 補助率・上限額

補助対象経費の 10 分の 9 ・上限 1 万円（国内研修）または 5 万円（海外研修）

3 今年度の夢ファンド部会について

(1) 夢ファンド部会の役割

ア かりや夢ファンドの活用拡大に関する検討を行う。

イ かりや夢ファンドの各補助金が適正に交付されるよう、書類審査・公開審査を行う。

(2) スケジュール

月	部会	それ以外
6月24日 (火)	■第1回 夢ファンド部会 ・募集の手引き及びチラシの確認、まちづくり活動支援事業（5万円以下）の採否決定	
7月15日 ～9月30日		夢ファンド補助金活用団体の募集 ・募集の手引き、申請書類、説明動画更新版のホームページ公開 ・7月15日号市民だより掲載 ・刈谷市民ボランティア活動センター登録団体へチラシの発送
8月～ 令和8年3月		まちづくり活動支援事業（5万円以下・現年度）の団体活動期間
10月	部会員へ申請書類（まちづくり活動支援事業補助金（5万円超）・NPO法人設立支援事業補助金）の送付 ・申請内容についての協議を第2回部会にて行いますので、事前に内容をご確認ください。	
11月12日 (水)	■第2回 夢ファンド部会 ・まちづくり活動支援事業（5万円超）、NPO法人設立支援事業の申請について、公開審査会に向けた確認・質問事項の検討、内容に疑義がある申請を書類審査のみで不採択とするかの決定 ・まちづくりびと支援事業申請分について事務局審査結果の報告	
11月～ 令和8年1月		部会で協議された質問事項を申請団体にフィードバック ・公開審査会では、質問事項を踏まえたプレゼンテーションを用意
1月24日 (土)	■第3回 夢ファンド部会（公開審査会） ・まちづくり活動支援事業（5万円超）、NPO法人設立支援事業の採否決定 ・まちづくりびと支援事業も、上記と同様に全体調整の上、採択 ・事業の企画・運営・申請額等に再検討を必要とすると判断したものについては「条件付」とし、事業の改善を求める。 →採択結果を第3回刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会（3月10日）で報告	
1月～3月		必要に応じて団体（5万円超・NPO法人）に確認・調整 団体（5万円超・NPO法人）による交付申請手続き
4月1日～		団体（5万円超・NPO法人）活動開始
～令和9年 3月		団体（5万円超・NPO法人）による実績報告提出・補助金を交付

※上記の他、まちづくりコーディネーターが夢ファンド採択事業を取材して「かりや夢ファンドレポート」を作成することもあります。

ア まちづくり活動支援事業補助金		灰色部分… 5 万円以下当該年度交付枠								
		(単位：円)								
年度	事業名	団体名	実施時期	実施場所	事業費	決定額	実績額	年度件数	年度決定額	年度実績額
R5	はっぴ祭り	元気な一ツ木まちづくり隊	10月1日（日）	つげの木公園	400,000	200,000	200,000	5	850,000	825,000
	第4回 SUHARA MUSIC FES	SUHARA MUSIC FES実行委員会	5月7日（日）	北部生涯学習センター	1,200,000	200,000	200,000			
	子ども食堂にお祭りを届けよう	スマイルリンク	7月25日（火）、8月23日（水）、11月23日（木）、25日（土）	桜区市民館、長善寺	400,000	200,000	200,000			
	元刈谷地区歴史関連冊子制作・発行	元刈谷地区歴史研究会	通年（12月発行）	元刈谷市民館	400,000	200,000	200,000			
	"circulation_beans"コーヒー豆のかすからうまれる・つながる・循環する コミュニティガーデン事業	コーヒーかすの再利用活動 (circulation_beans)	通年	畑（下重原町）	100,000	50,000	25,000			
R6	第5回 SUHARA MUSIC FES	SUHARA MUSIC FES 実行委員会	令和6年4月6日（土）、7日（日）	北部生涯学習センター	1,200,000	200,000	200,000	9	711,000	514,000
	マジックショー	手品会	令和7年3月29日（土）	刈谷ハイウェイオアシス	998,000	200,000	93,000			
	circulation_beans コーヒーの豆かすから“うまれる・つながる・循環する” まちのみんなのコミュニティガーデン事業	circulation_beans コーヒーかすの再利用活動	通年	畑（下重原町）	110,000	50,000	26,000			
	アートと共生社会を繋ぐ ～子どもK A R I Y A 場（B A）～	アジア子ども美術協会 (ACHAA)	令和6年4月～令和7年3月	豆蔵ギャラリー、アジア車いす交流センター	98,400	49,000	49,000			
	ふれあい泉田朝市（こどもイベント）	ふれあい泉田朝市会	令和6年4月、7月、12月	刈谷市泉田町八王子神社境内	75,500	37,000	12,000			
	俳優松原実智子さんの朗読を聞く会	サプロー・ガルテン	令和7年3月9日（日）	総合文化センター	50,000	25,000	25,000			
	保護犬・保護猫チャリティーマルシェ プ・ア・プ	Liaison（リエゾン）	令和7年3月23日（日）	大手公園	100,000	50,000	50,000			
	コネクドームでハーブの育成を通した人々の交流	亀城わっしょいプロジェクト	令和7年2月8日（土）～3月16日（日）	亀城公園内コネクドーム	100,000	50,000	50,000			
	西三河レインボープライド	西三河レインボーフラッグス	令和7年3月30日（日）	総合文化センター	100,000	50,000	9,000			
R7(予定)	子ども食堂にお祭りを届けよう	スマイルリンク	令和7年7月19日（土）、8月30日（土）、10月25日（土）、11月22日（土）	桜区市民館、長善寺	400,000	200,000	-	2	400,000	-
	赤十字ハートフェスティバルⅢ ～たいせつな未来のために～	刈谷市赤十字奉仕団	令和7年11月15日（土）	総合文化センター	720,000	200,000	-			

イ N P O 法人設立支援事業補助金 (単位：円)

年度	事業名	団体名	実施時期	実施場所	事業費	決定額	実績額	年度件数	年度決定額	年度実績額
H28	NPO法人設立支援事業	N P O 法人ぎふと			210,700	100,000	100,000	1	100,000	100,000
H31	NPO法人設立支援事業	N P O 法人ぶらっとほーむ			150,000	100,000	100,000	1	100,000	100,000
R5	NPO法人設立支援事業	N P O 法人幸縁			150,000	100,000	100,000	1	100,000	100,000
R6	NPO法人設立支援事業	N P O 法人幸縁			100,000	50,000	50,000	1	50,000	50,000

ウ まちづくりびと支援事業補助金

(単位：円)

年度	研修等名	申請人数	団体	研修目的	研修費	決定額	実績額
R4	2 0 2 2 年度 防災人材育成研修 防災・減災カレッジ	1名	個人	自身の知識技能を向上させ、地域社会の中で防災活動や防災教育に携わる人材として役立ちたい。	16,000	10,000	10,000
	依佐美送信所と通信したスイス・イタリア無線電信局調査	1名	依佐美送信所記念館ガイドボランティアの会、刈谷市郷土文化研究会	スイスの送信所跡地ブランジャン、受信所リーダンとイタリアのトレノバ、アチリア跡地を訪れ、依佐美送信所との関係を調査するため。	400,000	50,000	50,000
	JADP認定 カラーセラピスト資格取得講座	1名	Well-Being	保護者支援を行うにあたり、支援のきっかけづくりのひとつとしてカラーセラピストの資格を取得するため。	38,070	10,000	10,000
R5	2 0 2 3 年度 防災人材育成研修 防災・減災カレッジ	3名	個人	「自助・共助」の取組を推進する防災人材を育成するこの研修を通して、地域社会の中で役立ちたい。	9,540	8,600	8,500
				地域防災力の向上を図ると共に一人ひとりの防災意識を高めるための地域自主防災会活動に活かすため。	14,000	10,000	10,000
				地域の自主防災、また、危機管理課、社会福祉協議会などの連携に生かせる防災人材として役立ちたい。	18,000	10,000	10,000
R6	2 0 2 4 年度 防災人材育成研修 防災・減災カレッジ	7 名	個人	研修会を通じて、習得した知識を大規模災害に備え、地域防災力の向上を図ると共に、防災意識を高めるための活動に活かす。	16,620	10,000	9,000
				下記について学び、防災士の資格を取得し、地域の防災に役立てるため。 ①防災の基礎的知識、②災害と防災の知識、③行政の防災に関する取組、④災害時の対応	17,000	10,000	10,000
				自主防災組織での活動に役立てるため	17,800	10,000	10,000
				①防災の基礎的知識を幅広く学ぶ ②災害と防災の知識をより深く学ぶ	10,200	9,100	9,100
				南海トラフ地震などの大規模災害に備え、地域防災力の向上を図るため、防災意識を高め、自分の身は自分で守る「自助」、地域住民がお互いに助け合う「共助」の取組を推進する防災人材になる。	18,020	10,000	10,000
				防災の基礎から実践知識、防災ボランティアコーディネーターの役割について学びその知識を地域自主防災会活動を通して知識の共有を図り、地域防災力強化につなげる為	16,240	10,000	10,000
				重原地区の自主防災会に所属しており、得た知識を防災訓練等の企画に役立てるため	5,400	4,800	4,200

寄附金について

市民活動支援基金実績

(単位:円)

		年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度(予定)	
収入	寄附	トヨタグループ	80,000		80,000		80,000	
		その他企業	0		0		0	
		市民等	212,715		221,487		200,000	
		ふるさと納税	2,580,000		1,693,000		1,600,000	
		小計(a)	2,872,715		1,994,487		1,880,000	
	市マッチングギフト(b)		2,872,715		1,994,487		1,880,000	
	運用収入額(c)		24,155		105,629		113,000	
	合計(a)+(b)+(c)		5,769,585		③	4,094,603		3,873,000
支出	内容		件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額(予定)
	夢ファン ド	まちづくり活動支援事業補助金	5	825,000	9	514,000	12	900,000
		NPO法人設立支援事業補助金	1	100,000	1	50,000	0	0
		まちづくりびと支援事業補助金	3	28,500	7	62,300	10	100,000
	笑顔あふれる地域づくり補助金 ※2				16	1,889,000	23	11,500,000
	合計		9	953,500	33	④ 2,515,300	45	12,500,000
各年度末の基金額			② 17,922,922	① 19,461,225	※1			

① 年度末の基金額

＝②前年度末の基金額＋③当該年度収入の合計－④当該年度支出の合計

※1 令和6年度末の基金額は、基金の事務締切後に団体から金額変更の連絡があったため、41,000円の差額が生じている。

※2 笑顔あふれる地域づくり補助金

住民の顔の見える関係づくり又は活力ある地域づくりに取り組む自治会等に対して交付する補助金。「かりや夢ファンド補助金」と同じく、「市民活動支援基金」を財源としており、基金全体の支出を示すため本資料に掲載。

【参考】

令和6年度：補助率2分の1、上限額：1団体あたり15万円

令和7年度（75周年記念事業）：補助率10分の10

上限額：1団体あたり50万円

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド



令和7年度

まちづくりびと支援事業補助金募集の手引き

補助率：9 / 10

上限額：研修場所が国内の場合 10,000 円

海外の場合 50,000 円



まちづくり活動のスキルを高める
勉強がしたいな

**あなたのステップアップ
応援します**

<受付期間>

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

◆午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

◆先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

【担当・問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 〒448-8501

電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

電子メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/shiminkyodo/1009980/1010004/index.html>

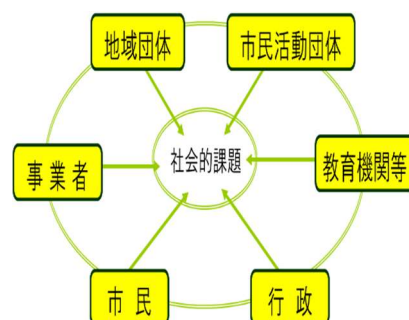
1 制度のねらい

かりや夢ファンド補助金「まちづくりびと支援事業補助金」は、共存・協働のまちづくりの推進のため、刈谷のまちづくり活動に貢献する研修などを自主的に受講し、自らの知識及び技術の向上を図る市民に対して資金の支援をするとともに、研修修了後、自らの活動の向上のみならず、他の団体の活動などへも研修効果が広がることで、刈谷のまち全体の力が上がり、自立し、継続していくまちづくりの循環が生み出されることを期待しています。

■「共存・協働のまちづくり」とは？

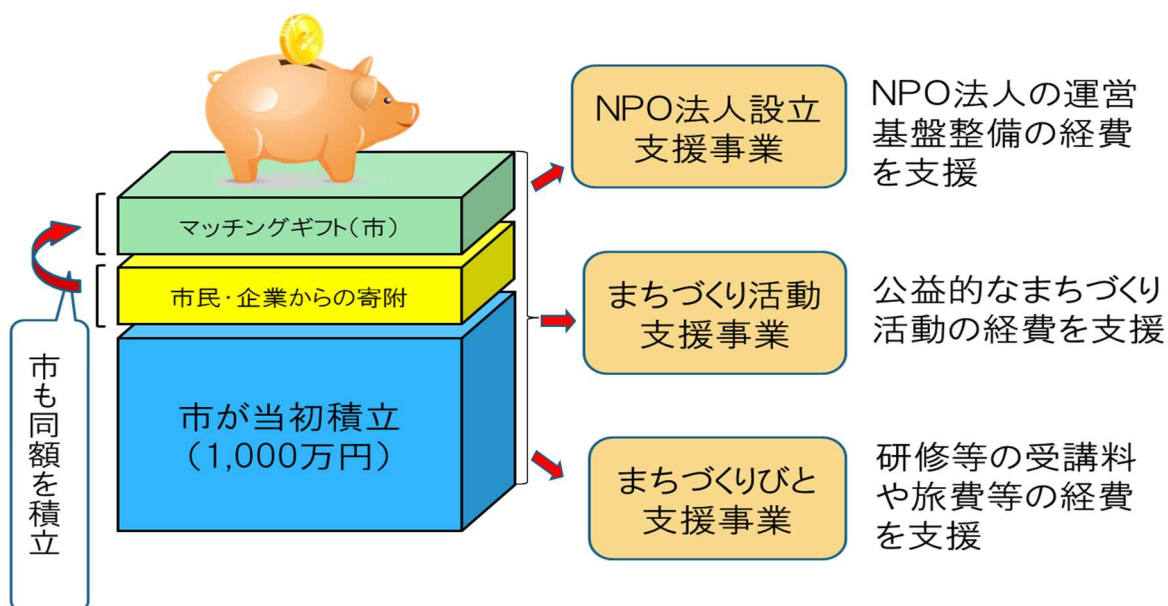
共存・協働のまちづくりとは、暮らしやすく心の通ったまちにしていくために、刈谷のまちづくりを担うさまざまな主体が、まちの課題を「自分ごと」としてとらえ、お互いを尊重した上で、目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい、対話・理解・共感を大切にしながら取り組むことを意味しています。

※参考資料「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」



■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成22年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めてかりや夢ファンドに寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



2 制度の内容

対象者	次の要件のいずれかを満たす人が対象です。 ◆刈谷市に在住、在勤または在学の人 ◆刈谷市外に在住ではあるが、刈谷市内で自主的に公益的な活動を行っている団体に所属する人 ※補助金の交付は、1年度あたり1団体につき2人までです。 ※補助金の交付を受けた人は、交付を受けた日以後3年間は補助対象者となることができません。
対象となる研修	令和7年度中に受講する、刈谷のまちづくり活動に貢献する下記の研修が対象となります。 ◆講習会、セミナー ◆大学院または大学の公開講座 ◆先進都市調査 ※補助対象者が所属する団体が主催するものを除きます。
対象となる経費	◆研修の開催場所までの往復の交通費（公共交通機関に限ります。） ◆研修受講料 ◆研修資料代
対象外の経費	◆公共交通機関以外の交通費 ◆研修を受ける際に必要となった宿泊費
補助率	補助対象経費総額の9/10（100円未満切捨て）
上限額	研修場所が国内の場合は1万円、海外の場合は5万円

3 申請の方法

（1）申請に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業補助金交付申請書
- ②まちづくりびと支援事業補助金研修計画書（研修の概要がわかる書類を添付してください。また所属団体の概要がわかる書類があれば併せて提出してください。）
- ③まちづくりびと支援事業補助金補助対象経費内訳書（対象経費の見積額がわかる書類があれば提出してください。）
- ④まちづくりびと支援事業補助金申請チェックシート

※上記の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。（①②は Word 形式、③④は Excel 形式）

(2) 提出方法

研修受講前に、直接市民協働課へご持参ください。担当職員がお話を伺った上で受理しますので、十分なゆとりを持ってご提出ください。

※事情により直接提出が難しい場合は、ご相談ください。

※書類の記入方法などのご相談については、市民ボランティア活動センター、市民協働課で随時対応します。

※ご提出いただいた書類は、情報公開の対象となります(個人情報を除く)。あらかじめご理解いただいた上でご応募ください。

4 審査の流れ

審査は、市民協働課にて下記の審査基準に則り補助を決定します。

なお、市民協働課だけでは審査が難しいと判断した場合は、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会での審議を経て補助を決定します。

審査基準	1	研修内容及び効果が、公益性のある内容か。
	2	研修後、自らの活動へ直接効果が期待できるか。(所属団体等の活動への効果)
	3	研修後、将来的に市全体のまちづくりへの貢献が期待できるか。(他団体や他の主体の活動への貢献・協力)
	4	申請金額は妥当か。

※提出された書類に虚偽の記載があったとき、審査員に個別に接触したとき、その他不正な行為があったときは、審査の対象から除外します。

5 実績報告

(1) 実績報告に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業実績報告書(☆)
- ②まちづくりびと支援事業補助金決算書(☆)
- ③まちづくりびと支援事業補助金ふりかえりシート(☆)
- ④まちづくりびと支援事業補助金請求書(☆)
- ⑤領収書の写し
- ⑥研修の修了を証する書類又は研修資料等の写し



※☆印の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。(①③④は Word 形式、②は Excel 形式)

(2) 提出期限

研修終了日もしくは交付決定日のいずれか遅い日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

※必要に応じて、研修内容を実績報告会等で発表していただくことがありますので、ご協力をお願いします。

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド



市民活動支援基金「かりや夢ファンド」とは、市民・事業者・行政などからの財源により、刈谷市民が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動・団体を応援する補助金制度です。

まちづくり活動支援事業補助金 【申請額5万円以下】 令和7年度活動団体 募集の手引き

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動の経費を支援します。

補助金の交付：今年度交付可能！
事業対象期間：令和7年8月1日～8年3月31日
上限額：5万円
補助率：1/2
審査：書類審査のみ！



新たに立ち上がった団体なども、気軽にチャレンジできます！

<受付期間>

令和7年4月1日（火）～5月14日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

申請様式ダウンロード



QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。

【問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

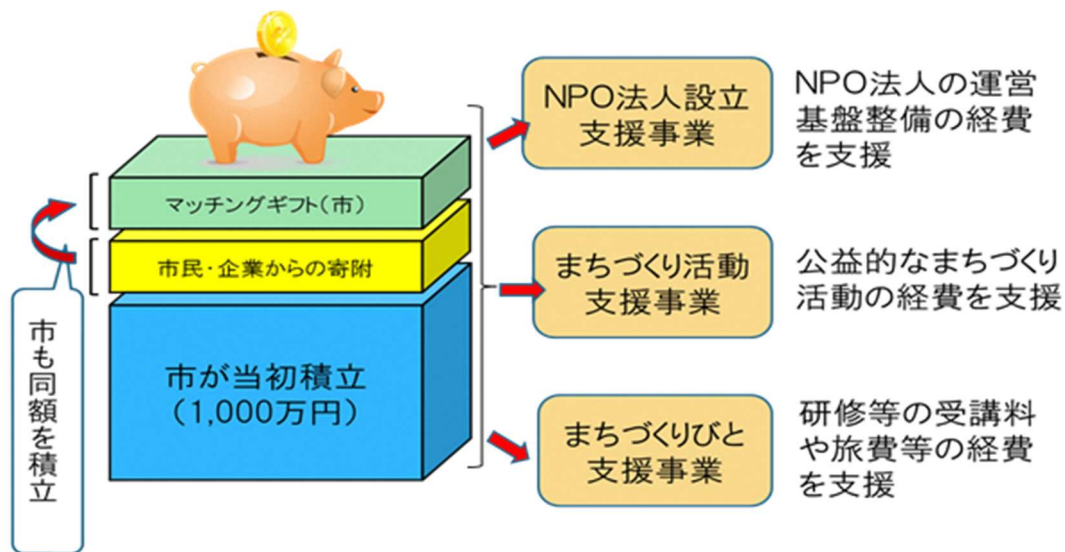
電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

1 かりや夢ファンドの仕組み

■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めて「かりや夢ファンド」に寄附することにより、まちづくりに参加することができる仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。

具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。
(特定非営利活動促進法より抜粋)

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (11) 国際協力の活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (8) 災害救援活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (9) 地域安全活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として
県又は指定都市の条例で定める活動 |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |

2 制度の内容

補助概要	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。
対象期間	令和7年8月1日～8年3月31日
補助対象	次の要件を全て満たす事業 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ③刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ④独創性または先駆性がある事業 ⑤発展性または継続性が見込まれる事業 ⑥他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業
対象経費	①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金） ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格が概ね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）
対象外経費	①市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ②市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等）
補助率	補助対象経費の1/2
上限額	上限5万円（1,000円未満切捨て）
継続補助	1団体につき原則2回まで ※コラボ70補助金採択事業は回数に含めない

（1）注意事項

ア まちづくり活動支援事業は1団体につき同一年度1事業までの申請となります。

ただし、事業実施年度が異なる場合はこの限りではありません。

イ まちづくり活動支援事業は、事業継続のための初期段階における支援という観点か

ら、1 団体につき原則 2 回までの補助とします。なお「事業内容」が前回と明らかに異なる場合に限り、申請を受理し審査員の審議により補助を決定しますので、団体として 3 回目の申請をお考えの際は、事前に市民協働課へご相談ください。

- ウ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。
- エ 同一世帯のみまたは 2 親等以内のみで構成される団体は申請いただけません。
- オ 団体の構成員は 3 人以上である必要があります。
- カ 同補助金と、かりや夢ファンド補助金の別メニューである「NPO 法人設立支援事業補助金（7 月頃募集予定）」の両方を同一年度に申請することはできません。

（２）対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業（団体の運営に係るものは除く）

3 申請の方法

（１）申請に必要な書類（☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。）

- ① まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書（☆）
- ② まちづくり活動支援事業補助金事業計画書（☆）
- ③ まちづくり活動支援事業補助金収支予算書（☆）
- ④ まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート（☆）
- ⑤ 団体規約



（２）提出方法

- ア 電話等にて事前連絡の上、直接市民協働課（刈谷市役所 3 階）へ提出してください。担当職員がその場で内容を確認しますので、時間にゆとりを持ってお越しください。
- イ 事情により、直接提出が難しい場合は、ご相談ください。
- ウ 書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター及び市民協働課で随時対応しますので、お問合せください。
- エ 提出された書類は、情報公開の対象となります（個人情報除く）。あらかじめご了承ください。

4 審査の方法

（１）審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。
なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

（２）書類審査（令和７年６月頃実施予定）

審査員による審査会にて、次の視点・ポイントに基づき、審査をします。（２５点満点）

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性 協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	５
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	５
③独創性 先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	５
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	５
⑤発展性 継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	５

（３）採択の方法

提案事業の採択は、基準点（１２．５点）に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。

予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

（４）結果発表

全ての事業の審査結果は、文書で通知するとともに、市ホームページで公開します。

審査の協議内容によっては、対象経費等の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業は、採択を取り消す場合があります。

５ 補助金交付に係る手続き・広報の支援

（１）補助金交付の流れ

事業採択を受けた各団体は、原則として同年８月に「補助金交付申請書」を提出し、同年度内の事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」を提出します。

市は、全ての書類を受領、確認した後、指定口座に入金します。（事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差引額分の補助金を減額します。）なお、補助金請求書に記載する振込先は、原則として申請団体または団体の代表者名義の口座とします。

（２）広報に関する支援

採択された事業は、市民だよりへの掲載や報道機関（テレビ局・新聞社等）への情報提供等、事業 PR のための広報支援についても、可能な範囲で対応します。なお、市民だよりは、令和７年８月１５日号以降の掲載となりますので、予めご了承ください。

6 実績報告・失格事項

(1) 実績報告に必要な書類 (☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。)

- ① まちづくり活動支援事業実績報告書 (☆)
- ② まちづくり活動支援事業補助金収支決算書 (☆)
- ③ まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート (☆)
- ④ まちづくり活動支援事業補助金請求書 (☆)
- ⑤ 領収書等の写し

※日付は、令和7年8月1日から8年3月31日までのものが対象です。

宛名や、但し書に「〇〇代として」等が適正に記載されているか確認してください。

- ⑥ 事業の実施状況が分かる写真 (電子データも併せて提出)
- ⑦ その他団体の現状を把握するため参考となる資料

(2) 提出期日

事業が終了してから30日以内又は令和8年3月末のいずれか早い日までに、市民協働課へ提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

災害等申請団体の責めに帰すことができない事由により事業を中止した場合、それまでにかかった経費について補助が可能な場合がありますので、ご相談ください。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

- ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
- イ その他不正な行為があったとき

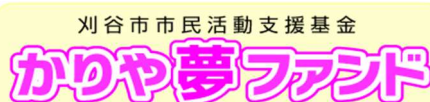
7 その他

以下について、ご協力ください。

- (1) 採択事業の実施状況の写真を、各種報告、市民だより等で使用いたします。
- (2) 必要に応じて、活動内容を実績報告会等で発表していただくことがあります。
- (3) 夢ファンド補助金 PR 用「のぼり」を市民協働課で貸し出していますので、事業実施の際にぜひご活用ください。
- (4) 採択事業に関するチラシやポスター等には、原則、かりや夢ファンドのロゴと『この事業は、かりや夢ファンドの補助金を受けて実施しています。』等の文言を入れてください。ロゴは、市ホームページからダウンロードできます。

《横バージョン》

《縦バージョン》→



【令和7年度かりや夢ファンド補助金 募集の手引き】

かりや夢ファンド補助金

令和8年度活動団体を募集します



「かりや夢ファンド補助金」とは、市民・事業者・行政などからの財源により、刈谷市民や団体が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動を応援する補助制度です。

まちづくり活動支援事業補助金

補助率 2/3
5万超～20万円以下

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。

一部前払い：可能！（上限：交付決定額の 1/2）

補助率：2/3！

補助回数：1 団体につき、10 年間で「3回」まで可能！

補助金の合計額：10 年間で上限 40 万（1 回につき上限 20 万）

p.5 に申請例あり！

NPO法人設立支援事業補助金

補助率 2/3
上限 10万円

NPO法人設立（予定）団体に対し、まちづくりの新たな担い手として活躍できるよう、NPO法人の運営基盤整備を支援します。

※各補助金は、当該補助金の令和8年度予算が成立することを条件とします。

【募集期間】

令和7年7月15日（火）～9月30日（火）

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

【公開審査会】

令和8年1月24日（土）

刈谷市民ボランティア活動センター（刈谷市民交流センター1階）

【問い合わせ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話：0566-95-0002 F A X：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

令和7年度募集説明動画

QRコード

申請様式ダウンロード

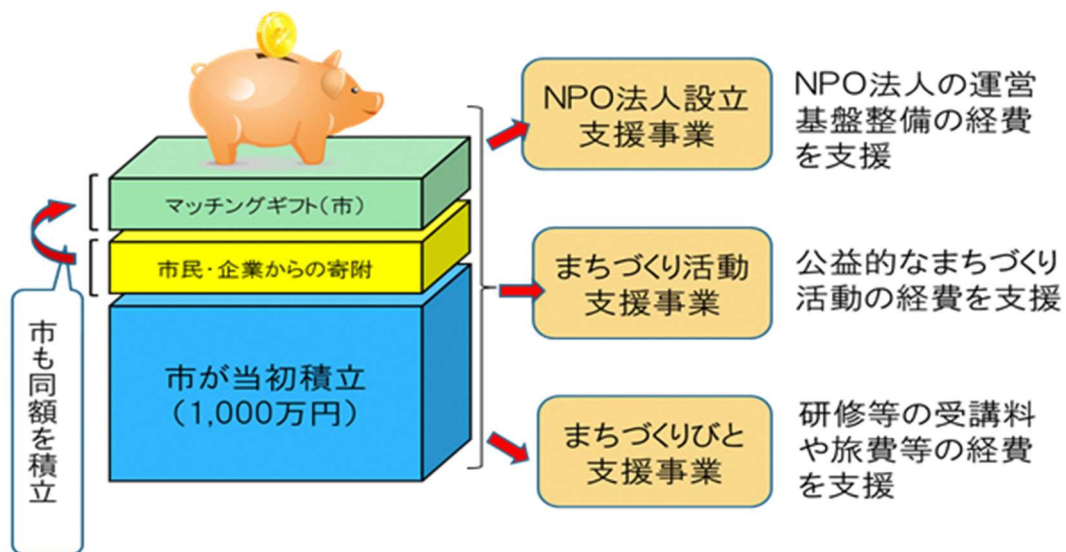
QRコード

QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。

1 かりや夢ファンドの仕組み

■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めて「かりや夢ファンド」に寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。

具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。
(特定非営利活動促進法より抜粋)

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (11) 国際協力の活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (8) 災害救援活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (9) 地域安全活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として
県又は指定都市の条例で定める活動 |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |

2 補助金の種類

区分	まちづくり活動支援事業補助金	NPO法人設立支援事業補助金
内容	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。	刈谷市内でまちづくり活動を行うNPO法人の立上げを支援します。
対象期間	令和8年4月1日～9年3月31日	令和8年4月1日～9年3月31日 (申請1回目に関し、令和7年度に生じる対象経費を加算できる)
補助対象	次の要件を全て満たす事業 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ③刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ④独創性または先駆性がある事業 ⑤発展性または継続性が見込まれる事業 ⑥少なくとも1つ以上の他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業	次の①と、②・③いずれかの要件を満たす団体 ①刈谷市内に事務所または活動拠点を持ち、主に刈谷市内で活動し、今後も引き続き刈谷市内で活動を行う予定がある団体 ②令和5年度から7年度までにNPO法人設立の認証を取得した団体 ③令和7年度から8年度までにNPO法人設立の認証を取得する予定の団体(所轄庁に設立認証申請書を提出中の団体を含む)
継続補助	1団体につき10年間で「3回」まで ※コラボ70補助金採択事業は回数に含めない	1団体につき2回まで ※2年連続で行う場合に限る

(1) 注意事項

- ア 各補助金を同一年度に重複して申請することはできません。
- イ まちづくり活動支援事業における「市民団体」とは、市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者が所属する団体をいいます。
- ウ まちづくり活動支援事業は1団体につき同一年度1事業までの申請となります。
ただし、事業実施年度が異なる場合はこの限りではありません。
- エ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。
- オ 同一世帯のみまたは2親等以内のみで構成される団体は申請いただけません。
- カ 団体の構成員は3人以上である必要があります。
- キ 補助金の交付は、「かりや夢ファンド補助金」のPRをすることが条件です。
具体的な方法については、p.12「9 その他」をご覧ください。

(2) 対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業
(市民団体の運営に係るものは除く)

3 対象となる経費及び補助率

区分	まちづくり活動支援事業補助金	NPO法人設立支援事業補助金
対象経費	①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金） 【上限5万円】 ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格が概ね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）	①NPO法人を設立するための手続に必要な経費 ②事務所または活動拠点の賃借料（共益費及び消費税を含む） ③事務所または活動拠点の光熱水費及び通信運搬費 ④NPO法人の継続的な運営に直接必要な備品購入費及び消耗品費 ⑤NPO法人の周知のために必要な印刷製本費 ⑥ <u>その他の経費（その他市長が必要と認める経費）</u> ←NEW！
対象外経費	・市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ・市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等） ・領収書等により、事業経費として明確に支払ったことが確認できない経費 ・利益相反（※2）に当たる場合には、対象外経費となる場合あり	・特定非営利活動促進法（NPO法）における「その他の事業」に係る経費
補助率	補助対象経費の2/3 ← 1/2から拡充！	1回目は補助対象経費の2/3 2回目は補助対象経費の1/2
補助上限額	上限20万円（1,000円未満切捨て） ※5万円以下は、対象外です	1回目は上限10万円 2回目は上限5万円（1,000円未満切捨て）

おすすめ！※1



※1 今後事業で使い続けられるものを購入すると、申請事業の継続に役立つカリ〜♪

※2 一方の立場では利益になるが、他方の立場では不利益になること。

（例）市民団体の役員が、自営している会社を委託業者として選ぶ。

4 申請の方法

(1) 申請に必要な書類 (☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。)

区分	必要書類
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書 (☆) ②まちづくり活動支援事業補助金事業計画書 (☆) ③まちづくり活動支援事業補助金収支予算書 (☆) ④まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート (☆) ⑤団体規約 (⑥任意提出：まちづくり活動支援事業補助金 3か年事業計画書 (☆))
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業補助金補助対象団体認定申請書 (☆) ②NPO法人設立支援事業補助金申請理由説明書 (☆) ③NPO法人設立支援事業補助金補助対象経費内訳書 (☆) ④NPO法人設立支援事業補助金申請チェックシート (☆) ⑤設立認証申請書の写し (法人設立後に申請するときは、登記事項証明書の写し) ⑥定款 ⑦役員名簿 ⑧設立趣旨書 (申請1回目に限り) ⑨市民活動団体等の事業計画書・収支予算書

(2) 提出方法

- ア 電話等にて事前連絡の上、直接市民協働課（刈谷市役所3階）へ提出してください。
 担当職員がその場で内容を確認しますので、時間にゆとりを持ってお越しください。
- イ 事情により、直接提出が難しい場合は、ご相談ください。
- ウ 書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター（0566-62-8231）及び市民協働課で随時対応しますので、お問合せください。
- エ 提出された書類は、情報公開の対象となります（個人情報を除く）。あらかじめご了承ください。

申請例：10年間で「3回」まで、合計40万円まで（①②③は補助回数）

<申請額5万円超～20万円以下（通常枠）>

- ① 20万円、②20万円 ←2回で40万を使い切るもよし
 ① 15万円、②15万円、③10万円 ←3回で40万を使い切るもよし
 ① 8万円、②8万円、③8万円 ←もちろん40万に満たなくてもよし

<申請額5万円以下枠・通常枠を併用する場合>

5万円以下の申請も1回とカウントするため、残りの回数分は通常枠での申請可。

- ① 5万円、②15万円、③20万円 ←5万円以下枠を1回申請する場合の申請額最大例
 ① 5万円、②5万円、③20万円 ← 2回

<申請額5万円以下枠のみ> ※次回の申請額5万円以下枠は令和8年4月頃募集予定。

- ① 5万円、②5万円、③5万円

作成のヒント



皆さんの思いがしっかり伝わるように・・・

申請書作成・公開審査に向けてこんな点を大切にしましょう！

(1) 申請書は「ラブレター」

申請書を読む相手のハートに届くことが大事です。申請書には、「こんな点を記述してください」と審査する側が知りたいことが書かれています。相手の「こういう点を応援したい」という気持ちを受けとめ、ひとつひとつ、丁寧に答えるように申請書を書きましょう。

(2) 全体のストーリーが伝わるように

「●●事業をしたい」と自分は思っているとしても、経過を知らない人からは、「どうしてその事業が必要なのか」が納得できないと、細かく事業の内容を述べても評価に結びつかないことがあります。「①地域がどんな状況になっているの？ ②それをどのような状態にしたいの？ ③そのために何をやるの？」。③から急いで書き始めず、①②③がひとつのストーリーとして説明できると、事業の必要性が伝わりやすくなります。

法人設立支援の場合も、①どんな目的を持ち、②どんな効果を収めたいのか、③そのために当面どんな事業をし、④どんな体制で進めるのか、といった組織の全体の方向性を整理して書いていきましょう。

(3) 事業内容の書き方

以下の点を留意しましょう。

ア 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どうする、どのように）が書かれていますか。

イ 例えば複雑な事業の場合…冒頭で概略を説明し全体像を示した上で→以下詳細を記すといったような、相手が情報を受け取りやすい工夫をしていますか。

ウ その分野に詳しい人しかわからない専門用語を多用していませんか。

（使う場合には、解説も記しておきましょう）

パワーポイント資料でなくてもOK！

(4) 公開審査は、コミュニケーションの場

ア みんなの前で説明するプレゼンだからといって「立て板に水」である必要はありません。プレゼンは、「プレゼント」と語義が同じ。「よい判断をしてもらうために、相手の理解に役立つような情報をプレゼント（提供）している」という位の気持ちがよいでしょう。

イ 自己紹介 → 提案理由・ねらい → 内容のポイント → 実行体制 → まとめ、といった全体構成と、箇条書程度は準備することをお勧めします。

ウ 1分間で話せる文字数は250字程度とされています。原稿を書く場合の参考に。

エ 質問は「説明が不十分だった点を理解したい」という表れです。質問の意図を受けとめ、過不足なく、率直に答えるようにしましょう。

令和7年度 募集説明動画

本募集の手引きの記載内容は、こちらの動画からも確認ができます。▶
書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター
及び市民協働課でも随時受け付けますので、お気軽にご相談ください。

QR
コード

QRコードは、デンソー
ウェーブの登録商標です。

5 審査の方法

審査は、各補助金共通の方法で行います。

(1) 審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。

また、公開審査会に参加した高校生以上の人は、会場投票という形で審査に参加することができます。

なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

(2) 書類確認（令和7年11月頃実施予定）

提出された書類は、市民協働課で不備等を確認した後、審査員に配付されます。

その後、審査員による意見交換会を開催し、提案内容について理解を深め、審査の視点を確認します。

なお、いずれの補助金についても、書類審査の段階で不採択を決定する場合がありますので、ご了承ください。

また、意見交換の際に生じる質問事項等については、意見をまとめ、公開審査会前に各団体へ通知します。公開審査会では、その内容（回答）を踏まえた上でプレゼンテーションをしてください。

(3) 公開審査会

令和8年1月24日（土） 刈谷市民ボランティア活動センター

公開審査会では、皆さんの提案を直接聴き、質問などを含めたコミュニケーションをとることで、今後の刈谷のまちづくりに向けたアイデアの交換や共感を育み、交流を深める場となることを目指しています。

公開審査会は、応募した全ての団体に参加していただきます。公開審査会に参加できない団体は、審査の対象外となります。

また、希望する団体は、事前にリハーサルを行うことができます。リハーサルは、1月8日（木）、9日（金）に刈谷市民ボランティア活動センター（予定）で行いますので、希望する団体は、12月24日（水）までに市民協働課へご連絡ください。

ア 審査の流れ

公開審査会における各団体の説明・発表時間は、7分間です。その後、7分間の質疑応答を経て、採点を行います。書類、実際の対面による説明、質疑応答の内容を受け、得点を確定します。なお、説明・発表は、必ずしもパワーポイント資料である必要はありません。実演・紙芝居など、各団体が伝えやすい手段を用いてください。

審査を行う順番は、審査員意見交換会において抽選で決定し、事前に各団体へ連絡します。

イ プレゼンテーション（企画案説明）に参加する人数

各団体の提案発表者・質疑応答者は、5人以内とします。

ウ パソコンを用いて発表する場合

パソコンは各自ご持参ください。プロジェクターは事務局で用意します。リハーサル日である1月8日（木）、9日（金）のどちらかの日程で接続確認をしてください。パソコンを用いて発表する場合は、必ずリハーサルに参加してください。

（公開審査会当日は、接続を確認する時間はありません。）

エ 当日配付したい資料がある場合

当日資料を配付したい場合は、審査員用15部、来場者用50部を1月16日（金）までに市民協働課へご持参ください。期日後は、配付資料の受付はできません。

（４）結果発表

公開審査会当日に審査結果の発表を行います。また、全ての事業の審査結果は、公開審査会後に正式に文書で通知するとともに、市ホームページで公開します。

審査の協議内容によっては、対象経費の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業は、採択を取り消す場合があります。

（５）採択の方法

提案事業の採択は、基準点に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。

予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

（６）団体、提案内容の事前PRについて

7分間という説明時間は、想像している以上に短いものです。団体の概要や提案内容について、簡潔、かつ、効果的に発表することが求められます。

そこで、1月17日（土）から1月23日（金）までの間に刈谷市民交流センター1階ロビーにおいて、提案団体の活動概要や提案内容を紹介できる場所を設置します。

また、公開審査会当日も、会場の一角に団体の活動内容を紹介することができるスペースを設置します。

事前PRの参加は義務ではありませんが、皆さんの活動を市民の皆さんへ幅広く伝えることができるチャンスです。参加することで、提案内容への理解の促進などが期待されますので、ぜひご参加ください。

事前PRを希望する団体は、1月15日（木）までに展示物を市民協働課まで提出してください。詳細は、申請団体に後日ご案内します。

なお、展示物は、公開審査会終了後にお持ち帰りください。



6 審査の基準・点数

(1) まちづくり活動支援事業補助金

次の5つの視点・ポイントに基づき、審査します。(25点満点)

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性・協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	5
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	5
③独創性・先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	5
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	5
⑤発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5

(2) NPO法人設立支援事業

次の6つの視点・ポイントに基づき、審査します。(30点満点)

審査の視点	審査のポイント	配点
①課題解決力	団体の活動が刈谷のまちの課題、市民のニーズに的確に対応している。	5
②発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5
③公益性	団体の活動が、多くの市民や団体の利益に貢献する。	5
④実現性	刈谷のまちにおいて、充実したまちづくりを行う見通しがある。	5
⑤組織力	法人設立後の運営についての役割分担がしっかりしている。 組織力を高めていくための計画がある。	5
⑥補助による効果	補助金を交付することに対する効果が大きい。	5

(3) 会場投票について

ア 点数の計算方法

会場投票は、以下の計算方法で算出します。

会場点＝A÷投票総数×得票数（小数点以下第3位四捨五入）

（A：まちづくり活動支援＝5点

NPO法人設立支援＝6点）

イ 投票の方法

（ア）受付時に投票用紙を配付します。

（イ）参加者は、各団体による提案内容やプレゼンテーションに基づき、優れていると思われる団体・事業を各補助金につき2つ選択します。このため、提案事業が2事業以下の場合は、会場投票は行いません。

（ウ）全ての公開プレゼンテーションが終了後、投票用紙を回収し、集計します。

（エ）途中参加や途中退室の参加者は、投票する権利はありません。

（オ）同一事業を2つ記入した場合、1つしか記入していない場合、3つ以上記入した場合は、いずれも無効とします。



(4) 基準点について

採択には、次の基準点を上回る必要があります。

- ・まちづくり活動支援事業補助金：12.5点以上
- ・NPO法人設立支援事業補助金：15点以上

7 補助金交付に係る手続き・広報の支援

(1) 補助金交付の流れ

補助金の交付は、次年度予算の成立を条件とします。予算の確定後、事業採択を受けた各団体は、原則として翌年4月に「補助金交付申請書」を提出し、同年度内の事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」を提出します。なお、一部前払い（上限：交付決定額の1/2）を希望する場合は、別途手続きが必要です。

市は、全ての書類を受領、確認した後、指定口座に入金します。（事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差引額分の補助金を減額します。）なお、補助金請求書に記載する振込先は、原則として申請団体の口座とします。

(2) 広報に関する支援

採択された事業は、市民だよりへの掲載や報道機関（テレビ局・新聞社等）への情報提供等事業PRのための広報支援についても、可能な範囲で対応します。

また、団体の皆さんの活動をよりPRできるよう、採択事業について取材し、内容をまとめた夢ファンドレポートを関係各所に掲載します。

8 実績報告・失格事項

(1) 実績報告に必要な書類

区分	必要書類	提出期日
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業実績報告書（☆） ②まちづくり活動支援事業補助金収支決算書（☆） ③まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート（☆） ④まちづくり活動支援事業補助金請求書（☆） ⑤領収書等の写し（宛名、日付、但し書等確認） ⑥事業の実施状況が分かる写真（電子データも併せて提出） ⑦その他団体の現状を把握するため参考となる資料	事業が終了してから30日以内又は令和9年3月末のいずれか早い日まで（補助金請求額は5万円超必須）
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業実績報告書（☆） ②NPO法人設立支援事業補助金決算書（☆） ③NPO法人設立支援事業補助金ふりかえりシート（☆） ④NPO法人設立支援事業補助金請求書（☆） ⑤登記事項証明書の写し（認定申請書に添付した場合は省略可） ⑥領収書等の写し（宛名、日付、但し書等確認） ⑦事業の実施状況が分かる写真（電子データも併せて提出） ⑧その他団体の現状を把握するため参考となる資料	令和9年3月末まで

ア ☆印の様式は各補助金とも、刈谷市ホームページからダウンロードできます。

イ 領収書は、令和8年4月1日から9年3月31日までのものが対象です。

宛名、日付や但し書に「〇〇代として」等が適正に記載されているか確認してください。

ウ 期日までに提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

エ 災害等申請団体の責めに帰すことができない事由により事業を中止した場合、それまでにかかった経費について補助が可能な場合がありますので、ご相談ください。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき

イ その他不正な行為があったとき

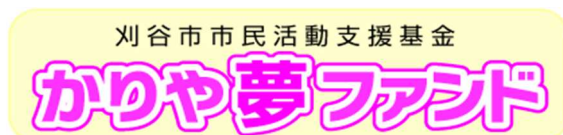
9 その他

- (1) 夢ファンド補助金 PR 用「のぼり」を市民協働課で貸し出していますので、事業実施の際に活用してください！
- (2) 採択事業に関するチラシやポスター等には、かりや夢ファンドのロゴと『この事業は、かりや夢ファンド補助金を受けて実施しています。』等の文言を入れてください。ロゴは、市ホームページからダウンロードできます。

【ロゴ】

《横バージョン》

《縦バージョン》→



刈谷市市民活動支援基金
かりや夢ファンド

- (3) 採択事業の実施状況の写真を、各種報告、市民だより等で使用いたします。
- (4) 必要に応じて、活動内容を実績報告会等で発表していただくことがあります。

10 かりや夢ファンドへの寄附

～ あなたの想いが 刈谷のまちづくりにつながります ～

あなたの寄附金を、市民団体などが行うまちづくり活動や、NPO法人の設立支援、人材育成などのための補助金として活用します。

あなたの寄附金と同額を、刈谷市も基金に積み立てます。例えば、あなたが1万円を寄附したら、刈谷市も1万円を寄附します。

寄附の申出は、こちらからもできます↓

皆さんのご寄附を
お待ちしております♪



QRコードは、デンソーウェブの登録商標です。

かりや夢ファンドの趣旨に賛同し、想いを基金に託していただいた皆さんを紹介します。
(令和6年4月～7年3月末現在。匿名の方は省略。順不同。)

岩渕道久 様	株式会社ジェイテクト 様
株式会社デンソー 様	トヨタ車体株式会社 様
株式会社豊田自動織機 様	愛知製鋼株式会社 様
株式会社アイシン様	豊田通商株式会社 様
トヨタ紡織株式会社 様	刈谷市民ボランティア活動センター来場者 様

ご寄附いただき、誠にありがとうございます。

皆さんのご寄附は、かりや夢ファンドの補助金として活用させていただきます。

あなたのまちづくり、応援します！！

申請事業募集！

かりや夢ファンド補助金

～3つの補助メニューで、活動をサポート～

かりや夢ファンド補助金は、市民や団体等からの寄附金とその同額を刈谷市が積み立てる「マッチング・ギフト」によって運用されている市民活動支援基金を基に、刈谷市民や団体が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動を応援する補助制度です。



刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド

「仲間と一緒にイベントを開催してみたい」
「空き家を活用して地域の居場所をつくりたい」
「子どもたちのために何かできないか考えている」
地域のために何か始めたい、その一歩を刈谷市がサポートします！

【団体向け】

まちづくり活動支援事業(申請額5万円超～20万円以下)

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続的に自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。
※1団体あたり、10年間で最大3回まで申請が可能です。
※補助金の交付額は、10年間で上限40万円(1回あたりの上限は20万円)となります。

補助率2/3
上限20万円

NPO法人設立支援事業

NPO法人設立(予定)団体に対し、まちづくりの新たな担い手として活躍できるよう、NPO法人の運営基盤整備を支援します。

補助率2/3
上限10万円
※2回目は補助率
1/2、上限5万円

募集期間: 令和7年7月15日(火)～9月30日(火)

午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

申請書類等の提出方法: 電話等にて事前連絡の上、直接市民協働課へ提出してください。
担当職員がその場で内容を確認しますので、ゆとりを持ってお越しください。

【個人向け】

まちづくりびと支援事業

刈谷のまちづくりに取り組む人たちが自主的に参加する研修等の経費を補助します。

補助率9/10
上限1万円(国内研修)
5万円(海外研修)



受付期間: 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日を除く)

※先着順(予算額に達し次第、受付終了)

各種補助金については、下記にお問合せいただくか、市ホームページから募集の手引きをご確認ください。

【お問合せ】 刈谷市役所 市民協働課 〒448-8501 刈谷市東陽町1-1
TEL 0566-95-0002 FAX 0566-27-9652 E-mail kyodo@city.kariya.lg.jp
刈谷市民ボランティア活動センター 〒448-0842 刈谷市東陽町1-32-2
TEL 0566-62-8231 FAX 0566-62-8232 E-mail kcv109box@katch.ne.jp



QRコードはデンソーウェーブの登録商標です

各補助メニューの募集概要

	まちづくり活動支援事業	NPO法人設立支援事業	まちづくりびと支援事業
内容	刈谷市内で市民団体などが自主的に 行う公益的なまちづくり活動を支援	刈谷市内でまちづくり活動を行う NPO法人の立上げを支援	刈谷のまちづくりに取り組 む人たちが自主的に参加す る研修等の経費を補助
補助対象	次の要件を全て満たす事業 1 市民団体が自ら主体的に実施する 事業 2 広く刈谷市民が参加できる公益 的な事業 3 刈谷市の地域文化、人材等地域資 源の活用を図る事業 4 独創性または先駆性がある事業 5 発展性または継続性が見込まれ る事業 6 少なくとも1つ以上の他の市民団 体と協働して行うことが見込まれ る事業	次の1と、2・3いずれかの要件を 満たす団体 1 刈谷市内に事務所または活動 拠点をもち、主に刈谷市内で活 動し、今後も引き続き刈谷市内 で活動を行う予定がある団体 2 令和5年度から7年度までに NPO法人設立の認証を取得し た団体 3 令和7年度から8年度までに NPO法人設立の認証を取得す る予定の団体 (所轄庁に設立認証申請書を提 出中の団体を含む)	次の要件のいずれかを満た す人 1 市内在住、在勤または在 学の人 2 市内で自主的に公益的 な活動を行っている団 体に所属する人
対象経費	令和8年度中に生じる謝礼金、旅費、 消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信 費、保険料、使用料及び賃借料、備品 購入費、その他の経費	令和8年度中に生じる設立手続に 必要な経費、事務所または活動拠 点の賃借料・光熱水費・通信運搬 費、継続的な運営に直接必要な備 品購入費・消耗品費、周知のため 必要な印刷製本費、その他の経費 (※申請1回目に関し、令和7年度 中に生じる対象経費を加算可能)	令和7年度中に受講する講 習会、セミナー、大学院また は大学の公開講座、先進都 市調査に必要な経費のうち、 往復の交通費(公共交通機 関に限る)、研修受講料、研 修資料代
審査方法	公開審査会で助成団体を決定。		書類審査を経て補助を決定。

スケジュール

【公開審査会】令和8年1月24日(土) 会場:刈谷市民ボランティア活動センター

時期	まちづくり活動支援事業		NPO法人設立支援事業	まちづくりびと支援事業
	5万円以下	5万円超～20万円以下		
R7.4月	◆4/1募集開始			◆4/1募集開始
5月	◆5/14募集締切			◆随時審査を実施
7月		◆7/15募集開始		
8月	◆8/1活動開始			
9月		◆9/30募集締切		
R8.1月		◆1/24公開審査会		
3月	◆3/31活動終了			◆3/31活動終了
4月	●R8年度募集開始	◆4/1活動開始(～R9/3/31)		

かりや夢ファンドへの寄附

あなたの思いが 刈谷のまちづくりにつながります

あなたの寄附金を、市民団体などが行うまちづくり活動や、NPO法人の設立支援、人材育成などのための補助金として活用します。あなたの寄附金と同額を、刈谷市も基金に積み立てます。例えば、あなたが1万円を寄附したら、刈谷市も1万円を寄附します。

皆さんのご寄附を
お待ちしております♪



←寄付の申し出は、
こちらからもでき
ます。

かりや夢ファンドレポート

かりや夢ファンド補助金を活用して、どのよ
うな事業を実施したのか、どんな効果が生ま
れたのか等をレポートにしたものです。

レポートの詳細は →
市ホームページをチェック



まちづくり活動支援事業補助金

【申請額5万円以下（本日の部会にて審査）】

No.	団体名	代表者名	事業名	回数	事業目的	事業概要	事業費(円)	補助申請額(円)
1	刈谷発達仲間の会	近藤 茜	漫画家【沖田×華】さん/トークショウ『やらかしたっていいじゃん！！』	1	・大人の“発達障がい当事者”の声に耳を傾け、一緒になって考えることで誰もが生き易く住み易いと感じる町づくりにつなげたい ・『障がいへの理解を深める』をテーマに個性差を受け入れ、共生社会の推進を図る一助になりたい ・“発達障がい”は治療で改善が見られても、完治は難しい病気です。対人関係の困難さや“こだわり”の強さが特徴とか、読み書きや計算の学習が困難な症状もあります。成人になってから社会の中で悩みを一人で抱え込まずに本音で話し合える場所を作りたいと、当会発起人”近藤茜（ｱｶﾐ）”の願いの実現を目指し活動を続けて参りました	・事業開催日時：令和7（2025）年11月30日（日）午後2時～4時 ・開催場所：刈谷市総合文化センター・小ホール 275席 ・事業主催者：刈谷発達仲間の会 ・対象者：障がいの特性の影響で困ったり、辛さを感じている人・子の障がいに悩み、その子の成人後の対応に心配を抱く人達・障がいのある人を理解し、一緒に暮らせる町づくりを目指す市民の皆さん ・障がいの辛さや悩みを抱えながらも社会で活躍する方の講演を聞き、日常生活の中で経験する障がいをどう切り抜けて行くのかを、対談形式の意見交換をし、生きて行く為の参考にして頂ける事を願います	191,000	50,000
2	Officeアイリスの華	磯部 洋子	マグノリア室内管弦楽団 特別演奏会 「Meet the Composer Vol.2」 ドヴォルザークの青春	2	日頃、趣味で培った技を発表する場を提供し、人と人が繋がり文化向上に繋がることを願っています。 また、心に響くクラシック音楽を解説付きで鑑賞していただき、地域文化向上の普及にも努めたいと思っています。	令和7年9月15日（月・祝） 刈谷市総合文化センター 大ホール 管弦楽愛好家に発表の場を、団体に所属していない愛好家に合奏の場を、クラシック音楽初心者に朗読愛好家の解説付きでわかりやすくクラシック音楽を楽しんでいただく。 マグノリア室内管弦楽団の中に、想いに賛同してくださる管弦楽愛好家を募り、練習を重ね、演奏会をおこなう。 作曲家や演目の解説をおこない、クラシック音楽をより身近に感じ楽しんでもらう工夫をする。	356,000	50,000
3	サブロー・ガルテン	渡辺 好子	俳優松原実智子さんの朗読を聞く会 VOL.2	2	子供や一般市民の方に向けての朗読会を行なうにあたって、よりお話を理解し、感動を伝えることができるよう、俳優さんの朗読を聞いてレベルアップを図る。お話会ボランティアと共に向上を目指す。	・令和8年3月、サブロー・ガルテンが総合文化センターで講師を招いて朗読会を開催する。 ・絵本「かすがいむかしばなし」より、民話の朗読を聞き、人に感動を与える伝え方や表現法について話し合う。 ・後の研鑽のため、録音・録画などの記録を取る。 ・対象は読み聞かせボランティアや朗読愛好者とし、互いの交流を通して市民文化の向上を目指す。	100,000	50,000
4	ヒラソラ	吉村 聖一	Co-nec-to みんなで育つ！ 子どもと大人をつなぐ刈谷コミュニティプロジェクト	1	子育て期の孤立感を軽減し、地域に「顔の見える関係性」を増やす。学生や保育士が子どもを見守る時間をつくり、保護者がリフレッシュできる環境を整える。学生の社会教育にも貢献する。	〈いつ〉令和7年8月～翌3月／〈誰が〉学生2名＋保育士1名（保育士はヒラソラメンバーの紹介による有資格者（友人・知人）から各回1名ずつ派遣していただきます。）＋団体メンバー／〈どこで〉亀城公園・南部生涯学習センター多目的室・刈谷市体育館多目的室・宿泊室／〈対象〉未就学児～小学生と保護者 計20世帯程度／〈何を〉①月例親子交流イベント（4回）②お泊まり体験イベント（1回）／〈方法〉見守り保育・ワークショップ・地域回覧板&SNSによる周知／〈工夫〉大学生がゲーム・工作を企画し、保育士が安全管理と保護者相談タイムを担当。	150,000	50,000

【申請額20万円以下（令和8年1月の公開審査会にて審査）】

令和7年7月15日(火)～9月30日(火)に受付予定

NPO法人設立支援事業補助金

令和7年7月15日(火)～9月30日(火)に受付予定